

要 望 書

農業経営の存続に関する対策について



【農業用ドローン防除機】

令和7年7月

熊本県八代市

熊本県氷川町

八代地域農業協同組合

農業経営の存続に関する対策について

八代地域では、生産量日本一のトマトやい草、晩白柚をはじめ、ブロッコリーやキャベツ等の露地野菜、温州ミカンやナシ等の果樹類の他にも生姜や茶等、様々な品目が生産されています。

令和六年六月に施行された食料・農業・農村基本法の改正により「食料安全保障の確保」を含めた四つの基本理念が見直され、その理念の一つである「農業の持続的な発展」の基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営に加え、多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化や農地の集団化・適正利用及び農業生産の基盤の保全等が規定されたところです。

しかしながら、農業者の高齢化が進む中、産地の維持には、担い手の確保・育成が急務となっております。加えて、農業資材や燃料費の高騰により経営環境が厳しく、首都圏から遠方に位置する八代地域では物流コストの負担も大きいことから、多くの農業者が将来の農業経営に不安を抱えております。

このような状況の中、八代地域としては、「担い手確保・経営強化支援事業」などの国庫補助事業を活用し農業者への支援を行っております。しかしながら、規模拡大を希望する担い手の相談は多いものの、採択基準が年々高くなっていることから、令和六年

度の申請は、一件に留まり、既存制度が活用しにくい状況が続いております。その結果、担い手の育成や生産性の向上が十分に進まず、農業の持続的発展に課題を残しております。

今後、農業の持続的発展を促進するためには、特に「地域農業経営基盤強化促進計画（以下、地域計画という）」に位置付けられた「農業を担う者」の確保及び地域計画の目標達成が重要と考えております。

そのためには、農業用機械・施設等の導入や更新を集中的に実施する「農業を担う者」に対して特段の配慮が必要であります。

つきましては、八代地域で生産される安全・安心な農産物を、全国へ供給する責務を果たすとともに、農業者の安定した農業経営の存続と生産性向上のために、次の事項について要望いたします。

記

- 一、 地域計画に位置付けられた「農業を担う者」に限り、既存制度の基準にとらわれず、地域における農地の集積・集約化の目標達成のため、集中的に農業用機械・施設等の導入や更新を可能とする新たな制度を創設すること。
- 二、 生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドラインに基づいた運用はなされているが、生産資材や流通経費の上昇な

ど社会情勢に起因するコスト上昇を農産物の販売価格に含めた取引ができていない状況が続いていることから、引き続きガイドラインに基づいた運用を推進すること。

また、想定をこえる生産資材の高騰等により、生産コストが急激に増加した場合には、生産者の負担を軽減し、農業所得を確保するための支援を実施すること。

三、 令和九年度以内に施行される「育成就労制度」において、分野ごとに設定される、転籍を制限する期間や各種手続きなどについては、農家の状況を踏まえたものとする。

四、 物流業界での働き方が見直されるなか、農産物の輸送において、遠方の生産地が不利益を被らない対策を実施すること。

以上

令和7年7月

八代市長

中村博生

氷川町長

藤本一臣

八代地域農業協同組合
代表理事組合長

山住昭二